金融所得課税一元化」

流れを税制面から支援することが 簡素で公平な税制に変えるのが狙 得間の損益通算をできるだけ認め、 について、税率を一本化し個々の所 ている。利子、配当所得や譲渡益など 体化しようと、政府税制調査会は今 大きな政策目的だ。 金融所得課税の一元化」を検討し 貯蓄から投資へ」というマネーの 対する課税をできるだけ一 融資産から生まれる所得に

らない証券特定口座を設けるなど 渡益については税務署への申告が要 は一〇%の優遇税率)とし、株式譲 税の税率を二〇%の定率課税(当面 異なる複雑な仕組みを続けてきた。 して、将来の、課税一体化」に向けて 正でようやく利子、配当、譲渡益課 それを、政府は二〇〇三年度税制改 金融商品によって税率や課税方式が 日本の金融・証券税制は長い間

S

S

課税一元化とは言えない。各金融所 しかし、税率をそろえるだけでは、

うに好きなときに売買できる商品

は、損益の確定時期を自由に設定で

が課税一体化である。 得間の損益通算を大幅に認め、課税 方式を統一して、個人が年一回限り)申告納税で済む税制に改めるの

れほど簡単ではない べきさまざまな問題があり、実はそ ただ、そこへ到達するには、解決す

をすべて損益通算できれば、投資家 品がある。これらから発生する所得 バティブなど、いろいろなタイプの商 ざま。投資信託や保険、信託商品や 譲渡益といっても、金融商品はさま にとっては確かに便利だ。 各種商品取引、複雑な仕組みのデリ の部分まで認めるのか。利子、配当・ 例えば、損益通算をどの商品のど

不当に拡大させる 租税回避」も起 投資家ごとにその金融所得を正確 算を限定的に認めているにすぎない って、株式投資信託などとの損益通 ても必要になる。例えば、株式のよ に把握する納税者番号制がどうし ろん別立ての課税。株式譲渡益に限 こる。現在は、利子、配当所得はもち 益通算は税収減につながり、損失を また、課税一元化を実現するには、 しかし、税務当局からみれば、損

> 統一的に把握できるシステムを導入 ない危険があり、金融所得の概要を きるため、損益通算を悪用されかね しなければ公平な課税は難しい

務当局が個人の細かな取引内容に との意見もある。 まで立ち入るのはプライバシー 侵害 金融取引をすべてオープンにするこ とを嫌がる人たちも少なくない。税 しかし、投資家によっては、自らの

担も決してばかにならなり るには、金融機関などの関連システ を与え、各個人の金融所得を把握す ムの構築が必要となり、そのコスト自 また、すべての国民に納税者番号

現には、損益通算の範囲や限度額設 なスケジュールは決まっていない。 の議論が多いものの、導入の具体的 政府税調では課税一元化に前向き た難問が山積している。今のところ、 定、納税者番号制導入の是非といっ このように、金融所得一元化の実

ていることは間違いない いかんが制度実現の大きな鍵を握っ がある。今回も納税者番号制の導入 導入が実施直前にストップした経緯 日本ではかつて、グリーンカード制

> は、統一番号による「名寄せ」システ 益通算という便利さを享受するに ないだろう。だが、一方で投資家が損 ムがどうしても欠かせなり

融取引全体に拡大してはどうか、と することが現実的ではないか。税調 番号を取得した人に限って損益通算 ってくる。したがって、当面は納税者 するには、そのためにある程度の 〇〇三年末で約三一五万口座)を金 内でも、現在ある証券特定口座(ニ 制」が必要という認識がいずれ広ま を認める選択的制度にしてスタート いう意見もある。 簡素で公平な課税システムを実現

的所得課税を実現している。 国では金融所得を一元化した二元 ている。また、スウェーデンなど北欧諸 キャピタルゲインとロスの通算を認め 税者番号制を導入し、一定額までの 先進国では現在、米国のみが納

の金融取引を後押しする税の仕組 みが必ず必要となってくるはずだ。 る成熟した先進金融国として、人々 の、個人金融資産千四百兆円を抱え 日本はなおその道のりは遠いもの

株式会社時事通信社 解説委員 萩原慎一郎

ンにすることに抵抗ある人は少なく

確かに、金融取引の詳細をオープ